

新車排出ガス規制の経緯(7)

○ディーゼル重量車(GVW3.5t(新短期規制までは2.5t)を超えるトラック・バス)

排出ガス識別記号		-	-	K	N	P	S	U	W	KC		KG	KK	KL	
成分	規制年	S49 (1974)	S52 (1977)	S54 (1979)	S57 (1982)	S58 (1983)	S63 (1988)	H1 (1989)	H2 (1990)	H6 (1994)		H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	
	試験モード						2.5t<GVW≤3.5t (Di※3)	2.5t<GVW(IDI※3) 3.5t<GVW(DI)	トラクタ、 クレーン車	試験モード		2.5t<GVW ≤3.5t	3.5t<GVW ≤12t	12t<GVW	
CO	6モード (ppm)	980	←	←	←	←	←	←	←	ディーゼル 13モード (g/kWh)	CO	9.20	←	←	
HC		670	←	←	←	←	←	←	←		HC	3.80	←	←	
NOx		1000 / 590	850 / 500	700 / 450	700 / 390	610 / 390	520 / 350	520 / 350	520 / 350		NOx	7.80 / 6.80	←	←	
PM		-									PM	0.96	←	←	
黒煙	3モード(%)	50	←	←	←	←	←	←	←	3モード(%)	40	←	←		
	FA(%)	50	←	←	←	←	←	←	←	FA(%)	40	←	←		
適用開始 時期	新型車	S49.9.1	S52.8.1	S54.4.1	S57.10.1	S58.8.1	S63.12.1	H1.10.1	H2.10.1	H6.10.1			H9.10.1	H10.10.1	H11.10.1
	継続生産車	S50.4.1	S53.4.1	S55.3.1	S58.9.1	S59.7.1	H1.11.1	H2.9.1	H3.9.1	H7.9.1			H11.7.1	H11.9.1	H12.9.1
	輸入車	-	-	S56.4.1	S59.4.1	S60.4.1	H3.4.1	H3.4.1	H4.4.1	H8.4.1			H12.4.1	H12.4.1	H13.4.1
備考											短期規制		長期規制		

基準値規定
の変更
※長期規制
の途中(平成
12年10月
1日)から、
基準値が括
弧内の認証
基準(平均
値)とその他
(上限値)に
別けられた。

排出ガス識別記号		KR		KS		ADG他			LDG他		SDG他		2KG他				
成分	規制年	H15 (2003)		H16 (2004)		H17 (2005)			H21 (2009)		H22 (2010)		H28 (2016)				
	試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他		
CO	ディーゼル 13モード (g/kWh)	2.22	3.46	2.22	3.46	JE05モード (g/kWh)	2.22	2.95	2.22	2.95	2.22	2.95	WHTC及び WHSCモード (g/kWh)	2.22	2.95		
HC(NMHC※1)		0.87	1.47	0.87	1.47		0.17	0.23	0.17	0.23	0.17	0.23		0.17	0.23		
NOx		3.38	4.22	3.38	4.22		2.0	2.7	0.7	0.9	0.7	0.9		0.7	0.9	0.4	0.7
PM		0.18	0.35	0.18	0.35		0.027	0.036	0.010	0.013	0.010	0.013		0.010	0.013	0.010	0.013
黒煙等	3モード(%)	25	←	←	←	4モード(%)	←	←	オパシ 0.5m ⁻¹	←	←	←	オパシ(m ⁻¹)	←	0.5 ※5		
	FA(%)	25	←	←	←	FA(%)又は オパシ(m ⁻¹)	25 0.8 ※2	←		←	←	←		←	←	←	
適用開始 時期	車種区分	2.5t<GVW≤12t		12t<GVW		-			12t<GVW		3.5t<GVW≤12t		7.5t<GVW トラック以外	7.5t<GVW のトラック	3.5t<GVW ≤7.5		
	新型車	H15.10.1		H16.10.1		H17.10.1			H21.10.1		H22.10.1		H28.10.1	H29.10	H30.10		
	継続生産車	H16.9.1 ※4		H17.9.1 ※4		H19.9.1			H22.9.1		H23.10.1		H29.9.1	H30.9.1	H31.9.1		
	輸入車																
備考		新短期規制				新長期規制			ポスト新長期規制								

<注>※1. 平成17年規制以降はNMHC(非メタン炭化水素)による。

※2. 平成17年規制の(黒煙FA)については、平成19年9月1日以降に型式指定(装置指定)の申請を行ったものから順次オパシメータによる測定方法に変更される。

※3. DIは直接噴射式の原動機を有する自動車、IDIは直接噴射式以外の原動機を有する自動車を表す。

※4. 非認証重量車については、平成18年10月1日以降輸入された自動車から適用する。

※5. 使用過程車に適用する。